

受注制作ソフトウェア取引の会計処理の課題とその対応

石橋 健司

A Study of Accounting Issues and Their Treatment for Production-type Software Contracts

Kenji Ishibashi

近年、情報サービス産業が大きく発展してきたにもかかわらず、情報サービスにかかわる会計基準がまだまだ明確に確立されていないため、企業によって会計処理が異なるなどの問題が発生している。本稿では、情報サービス産業の主力製品であるソフトウェアと称される製品のうち、特に受注制作のソフトウェアにかかわる会計処理に焦点を当て、収益認識、工事進行基準、仕掛品、赤字案件における課題について述べ、それらの対策について提言する。これによって、営業やSEにも会計処理の現状共有ができ、今後のビジネスに生かせるという効果が期待できる。

While the information services industry has grown dramatically in recent years, accounting standards are still not clearly established. Accounting rules vary from one company to the next. This paper focuses on Production-type software contracts, which is a principal product of the information services industry. It presents the challenges surrounding revenue recognition, percentage of completion, work-in-process, and money-losing projects, and then suggests measures to address these challenges. In doing so, both sales and software engineers can gain a common understanding of the current situation and effectively put these measures to use on future business.

Key Words & Phrases : 収益認識, 企業会計基準委員会, 工事進行基準, 一般に公正妥当と認められる会計原則, 受注制作ソフトウェア契約
Revenue recognition, Accounting Standards Board of Japan (ASBJ), Percentage of completion method, Generally Accepted Standard Practice, Production-type software contracts

1. はじめに

情報サービス産業は、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査」の統計資料 [1] によれば、図 1 に示すように、2008 年度では約 11.2 兆円産業とされており、2006 年度からみると、約 10.9 兆円から約 0.3 兆円増と金融不況にもかかわらず、引き続き産業として成長をみせている。

しかし、最近のアメリカにおけるエンロンの不正会計、あるいはわが国の IT 企業の不正会計事件にも見られるように、意図的かそうでないかを問わず、そのソフトウェアという無形の資産を扱う不透明さや、会計基準の不明確さが現場の混乱を招いていることは否定できない。そこで、一般にソフトウェアと呼ばれる製品群のうち、特

に受注制作ソフトウェアとして取り扱われるソフトウェアの会計基準に焦点を当て、いまだ明確に確立されていない日本における会計処理について論じる。

情報サービス産業にとって、日本は大きな市場であり、その会計基準の動向は大変重要なものである。会計担当者だけではなく、営業やプロジェクト担当者も関心を持って理解すべきものである。また、発注者となる日本のユーザー企業とは、開発されるソフトウェアについての仕様や金額や納期などの個別要素について合意形成

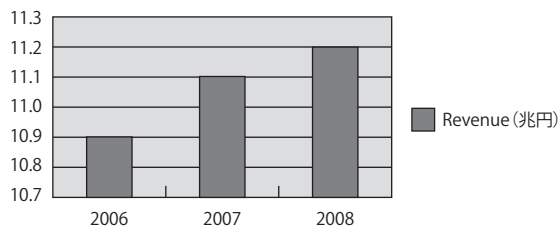


図1. 情報サービス産業売上高

提出日:2008年4月1日 再提出日:2009年9月1日

がされることが多い。この個別契約締結前に相手企業の会計基準や処理についてよく理解しておかないと、契約までの過程でおもわぬ誤解や不備が発生する恐れがあるのはいうまでもない。

日本においては、上記の情報サービス産業に絡んだ不適切な会計処理に対応すべく、また実務界からの要請に基づき、2005年3月に日本公認会計士協会より「情報サービス産業における監査上の諸問題について」[2]が公表され、また同年8月には経済産業省により「情報サービス産業における財務・会計上の諸問題と対応のあり方について」[3]が公表された。

そして、2006年3月には、企業会計基準委員会より、実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」[4]が公表されている。特に、実務対応報告第17号は平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用とされており、日本でソフトウェア取引を行う事業者にとっては、早急に対応を迫られるものである。さらに、2007年12月に企業会計基準委員会より、「工事契約に関する会計基準」[5]が公表された。この会計基準も平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用する、とされている。この工事契約とは受注制作ソフトウェアを含むとされているため、情報サービス産業への影響は必至である。

これらの一連の資料に加えて、この分野も含めて会計基準において先行している、いわゆるアメリカ会計基準として定義されるARB (Accounting Research Bulletin) [6] や AICPA SOP (The American Institute of Certified Public Accountants Statement of Position) [7] [8], SFAS (Statement of Financial Accounting Standards [FAS]) [9], および国際会計基準であるIAS (International Accounting Standards) [10] も重要な参考資料として参照する。それらを踏まえた上で、本稿では受注制作ソフトウェアの会計上の課題を明確にし、それぞれの対策について提案する。

より具体的には、経済産業省の情報受注制作ソフトウェアの財務・会計を巡る研究会から発行された「情報受注制作ソフトウェアにおける財務・会計上の諸問題と対応のあり方について」の記述を元にして、現状の会計処理で筆者が抱える問題点として論点を大きく以下の3つに絞る。

- a) 受注制作ソフトウェアの収益認識基準、それに伴う売上計上基準の問題
- b) 受注制作ソフトウェアを製品（棚卸資産）と考えた場合の会計処理

c) 赤字が想定される案件（Loss Project）の会計処理の取り扱いである。

受注制作ソフトウェアに対しても適用される工事契約に関する企業会計基準 [5] が公表されたのは2007年12月であり比較的新しい基準である。これらの問題を取り上げることについては新規性があると考えている。また、今後活発に議論されていく分野であることは間違いのないため、情報サービス産業に携わる者にとっては必須の知識であり、また、いまだ会計処理が整備されていないという意味においては、会計系の構築サービスなどでビジネス・チャンスにもなり得る。

2. 受注制作ソフトウェアにおけるソフトウェアの収益認識基準

2.1 収益認識基準の概要

3つの論点のうち非常に重要で企業によって処理方法が分かれていると考えられるのが a) の情報サービス産業における受注ソフトウェアの収益認識基準の問題である。

さて、まずここで重要な定義について整理しておきたい。日本の企業会計原則には、売上の定義として「売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」（企業会計原則 第二 損益計算書原則 三 B）[11] がある。これはアメリカの概念基準書 (Statement of Financial Accounting Concepts) の第5号 par83.84 [12] でも「一般に収益は、実現もしくは実現可能となつてはじめて認識される。収益は商品その他の資産が現金もしくは現金請求権と交換される時点に実現される」としている。日本、アメリカ共に定義として同じ概念と考えていい。これを元にして受注制作ソフトウェア取引で考えてみる。

基本的に受注制作というのは顧客の指定された仕様によるものでありその仕様は確定していないため、通常、顧客の側で契約内容に応じて、成果がその一定の機能を有することの確認をもって成果物の提供が完了すると考えられる。実務では顧客から了承を得たという確認となる「検収書」がこれに当たると考えられる。つまり、「検収書」またはそれに類するものがない場合には受注制作ソフトウェアの収益は計上してはいけないことになる。

しかし、実際にはソフトウェアの品質水準について顧客の了承が得られない場合でも、システムの稼働開始とともにプロジェクトを一旦終了したこととし、「検収書」が発行されることがあり得る。また、場合によっては「検

「検収書」が発行された後にもバグ対応などで作業が継続して行われていることがある。一方で、システムは稼働しているにもかかわらず適時に「検収書」を入手できない場合もある。これは単に顧客の処理が遅いだけでなく、検収項目外の課題が残っていたりすることが考えられる。上記の中には契約書上特別に対応する場合もあるので一概に問題であるとはいえないという反論もできる。

従って、収益の実現を認識するための検収基準を実態に合わせて適用することが困難である場合にどのように対応するかという問題が存在している。筆者の考えとしては、どのような契約形態をとっていたとしても、対監査上の観点を考慮し、「検収書」およびそれに類似するものの入手時点で収益を認識すべきと考える。また、SAB (Staff Accounting Bulletin) 101 [13] にも例示があるように、顧客が口頭で検収に合意しても、決算日以降にサインされた検収書が入手された場合は翌期以降の収益として計上されるべきと考える。

わが国では、過去から工事（受注制作）契約について、顧客の側で契約内容に応じて、成果がその一定の機能を有することの確認をもって成果物の提供が完了するという、いわゆる工事完成基準（Completed contract method）を前提としていた。実務対応報告第17号 [4] においても、p.4の注記により「現在、進行基準の適用事例は少ない」としているように、過去から日本の請負工事の商慣行として工事完成基準が採用されてきているということがうかがい知れる。よって、日本企業の顧客によっては、契約締結時に工事進行基準による分割の支払いを了承せず、検収後一括払いしか認めない、というケースも考えられるのである。しかし、会計上は、契約が長期間にわたる場合に収益はどのように計上されるべきか、というのは重要な問題である。つまり、受注した契約が年度をまたがる場合は、その年度には費用しか計上されない（後ほど議論するが、繰延処理をした場合を除く）、あるいはある一定期間の役務提供の対価として顧客から支払いを受けたときに前受金

表1. 収益と工事契約
 (出典:経済産業省「我が国企業会計の国際化に関する報告」2004年7月[15]を加筆修正)

項目	日本基準	国際会計基準	米国基準
収益の認識 (総論)	実現主義が採用されている。 実現の要件は、一般的に、以下とされている。 ① 財貨または役務の提供 ② 現金等価物等の取得	資産の増加または負債の減少に関連する将来の経済的便益が生じ、かつ、これを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。 ※資産負債アプローチに準拠していると思われる。	(1) 実現したまたは実現可能および、 (2) 稼得されるという二つの要件を考慮する。 <u>収益認識の要件</u> (SAB104) (1) 取り決めが存在しているという説得力のある証拠の存在 (2) 物件の引渡しまたはサービスの履行 (3) 販売価格が固定もしくは決定可能 (4) 回収が合理的に保証されている
収益の認識 - 物品の販売	実務では、引渡基準、発送基準又は出荷基準等、商慣行によって販売の事実があったと認められるときに収益として認識されている。	重要なリスク及び経済価値が買手に移転する等5つのすべての条件が達成されたときに認識。(多くの場合、法律上の所有権や占有の買手への移転と同時に起こる。)	収益及び利得を認識する場合として具体的な7つの例を示している。
収益の認識 - 役務の提供	1回限りの役務に関するものは役務の提供が完了した時点で認識されている。一定の契約により継続的に提供する役務に関しては、時間の経過に基づいて収益を認識する。	原則として進行基準が採用されている。	役務の提供に応じてなされると解される。
工事契約の収益認識	工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。成果の確実性が認められるためには、 (1) 工事収益総額、 (2) 工事原価総額、 (3) 決算日における工事進捗度 の各要素について、信頼性をもって見積もることができなければならない。 ※企業会計基準15号より	(1) 工事契約の結果を信頼性をもって見積可能 工事進行基準を採用。進捗度に応じて認識 (2) 信頼性をもって見積もることが不可能 実際発生原価のうち回収可能と見込まれる金額まで認識 ※工事完成基準の採用を認めていない。	長期の請負契約の場合、一般的に (1) 完成までの原価見積りと進捗度が合理的に信頼可能ならば工事進行基準が望ましい。 (2) 信頼のおける見積りに欠ける、固有の障害によって予測値等が疑わしい場合は、工事完成基準が望ましい。

のみが計上されて売上が計上されないということが起きる。これを解消するのが工事進行基準（Percentage of Completion method）である。工事進行基準とは、古くから建設業の長期請負工事の会計基準として採用されたものであるが、大成出版社の「建設業の経営」p.33 [14] を参考に読み替えると、受注制作ソフトウェアを受注した後、完成・引渡しに至る間、当該案件は、作業の進捗度とともに順次発生しているため、収益の認識は作業の進行と共に把握していくという方法である。いわゆるアメリカ基準を採用している弊社は、一定の適用要件を満たした場合にのみ受注制作ソフトウェアについて工事進行基準が採用されているのは周知の通りである。

FAS56 [9] によると、長期の受注契約で、完成までの原価見積りと進捗度が合理的で信頼可能ならば工事進行基準が望ましいとされており、また、完成までの原価見積りが信頼性を欠いている、あるいは何か固有の障害がある場合には、工事完成基準が望ましいとされている。また、同一環境下においてどちらか二者択一が可能とするべきではないとも述べられている。言い換えれば、同一内容の契約で二つの案件がある場合に、一方は工事進行基準で契約し、もう一方は工事完成基準で契約するということがすべきではないということである。まとめると、アメリカ基準は一定の条件を満たすかどうかの判定をすることによって、工事完成基準と工事進行基準のどちらかを選択適用することが可能ということになる。

ここで、経済産業省から平成 16 年 7 月 21 日に発行された「我が国企業会計の国際化に関する報告」[15] を基にグローバルな視点で、工事（受注制作）契約とその収益について整理すると、表 1 のようになる。現在、会計基準は主にヨーロッパで採用している国際会計基準とアメリカが採用しているアメリカ会計基準、そして日本の会計基準と 3 つが並立した状態になっており、多国籍企業の財務状態について国際間の比較が信頼性にかける状況になっている。そのため、日本の経済産業省も会計基準の国際的調和化に動いているが、興味深い差が生じている。

工事（受注制作ソフトウェア）契約について目を向けてみると、前述したように、日本基準は長期の請負工事について、進捗部分に成果の確実性が認められる場合は工事進行基準、成果の確実性が認められない場合は工事完成基準と 2 通りの収益認識基準を持っていると考えられる [5]。しかし、国際会計基準に目を向けてみると、IAS11 [10] によれば、期間の長短にかか

わらず、原則として工事進行基準を採用すべしとし、工事完成基準を認めていない。また、アメリカの会計基準では、前述したように完成までの原価見積りと進捗度が合理的に信頼可能ならば工事進行基準が望ましい、とされている。これだけでもかなりの違いがあることが理解できるであろう。

しかし、注目すべきなのはもともと日本基準については建設業の請負工事を想定して定められたものである。事実、建設業には建設業標準財務諸表作成要領があり、そこには詳細に建設業にかかわる長期の請負工事についての会計処理方法についてガイドがある。しかし、前述のように日本においては情報サービス産業が急速に発展し、成長を遂げていることを考えると、建設業の請負工事を想定して定められている従来の日本基準では、対応が十分ではないと考えられる。従って、受注契約ソフトウェアに関する明確な会計処理および基準が実務上、早急に必要になるであろう。今後、日本がグローバルな市場で企業の開示された財務情報について信頼性を持たせるためにも、会計基準の国際的調和化、いわゆるコンバージェンスと呼ばれる作業が企業会計基準委員会を中心として粛々と進められている。今現在、選択適用が可能とされている工事完了基準と工事進行基準も、工事進行基準しか認められなくなる時期が迫ってきているかもしれない。次章では、日本で受注制作ソフトウェアに対する工事進行基準が適用された場合について具体的に検討する。

2.2 日本での受注制作ソフトウェア産業に対する工事進行基準への対応の考察

上述のように、日本基準では企業会計原則上、工事契約の収益認識に関する規定について建設業を想定していると考えられるが、これを情報サービス産業への適用をした場合について述べる。

前述したように、日本では情報サービス産業で「工事進行基準」を適用している企業は非常に少ないといわれているが、「研究開発費等会計基準」[16] では、その制作費は、請負工事の会計処理に準じて処理すると規定されている。また、企業会計原則の損益計算書原則にただし書きとして、「長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる」[11] とされている。ここで長期の請負工事の収益認識基準として、完成基準と進行基準の選択適用が認められていることになる。

日本基準で財務諸表を作成している情報サービス産業において、4 半期報告を前提として考えた場合、多

1 10月10日付の「10月10日付の」
1 10月10日付の「10月10日付の」

数の継続案件を抱えた企業にとっては、工事完成基準を選択した場合には、必ずしも適切に投資家に対して適正な期間損益の会計情報が適切に開示されているといえない。そのため、情報サービス産業においてはむしろ積極的に工事進行基準を採用すべきと考える。このことによって、工事契約の進捗度による財務諸表の記載が可能になり、適正な期間損益の表示ができる。さらに、それによって、企業業績の国際間比較を利害関係者に客観的に正確な指針を提供するという本来の会計情報の開示の目的を果たすことができると考える。ただし、工事進行基準を採用するには適正な個別原価計算による原価の進捗管理が必要になる。また、進捗度に関して恣意的な行為が行われないような内部統制が必要とされるのは言うまでもない。最後に次章では、受注制作ソフトウェアを製品として管理した場合に考えられる問題について述べる。

3. 受注制作ソフトウェアの棚卸資産(仕掛状態のもの)の会計処理

ここでは、b) 受注制作ソフトウェアを製品(棚卸資産)として考えた場合にどのような論点があるかについて議論する。

受注制作ソフトウェアの原価計算は、人月に基づいた積み上げ算出ではなく、個別原価計算で行われるべきである。個別原価計算は材料費、労務費、経費、製造間接費の積み上げで算出される。これは従来の建設業などで用いられていた請負工事と同じ方法である。受注制作は個々のプロジェクトごとに制作を行うので個別原価計算は最適の方法といってもよい。ここで、原価に含まれる範囲はどこまでであるかという別の議論が生じる。原価の本質は、原価計算基準[11]によると次の4つに分類される。1. 経済価値の消費であること、2. 一定の給付に転嫁される価値であること、3. 経営目的に関連したものであること、4. 正常であるもの、である。これらに該当するもの以外が原価に算入されていないかは特に注意すべき点である。例えば、受注活動に制作担当者を同伴する場合に、どの段階で制作担当者の人件費を原価に算入するのかなどという問題である。どの段階での何の費用についてそれぞれの原価に参入すべき、あるいはすべきでないなどの計算の詳細についても実務的には明確にすべきではないかという問題が残るところである。

次に、受注制作ソフトウェアが仕掛段階の場合の会計処理はどのようにすべきであろうか。

工事完成基準を採用しているプロジェクトでは、成果物の引き渡しにより売上高が計上され、同時に個別原価計算により集計された製造原価のすべてが売上原価に振り替えられる。一方で、工事進行基準を採用しているプロジェクトでは、受注契約総額にプロジェクトの進捗率を掛けることによって売上高が計上され、その期間に発生した原価が売上原価に振り替えられる。プロジェクトの進行中で決算期末を迎えた場合に、工事進行基準を採用している場合にはその期の売上と原価が適正に計算されて計上されているので問題がないが、工事完成基準を採用している場合にはそれまでに計上された費用(原価)に対応すべき売上がないため、集計された原価をすべて仕掛品(Work In Process)として資産計上する必要がある。ここがポイントである。工事完成基準を採用したプロジェクトは決算期末で集計された原価を仕掛品として振替処理しないと売上原価が過大表示されてしまうことになるのである。

次に、先行発注により原価が発生した後に、契約を失注してしまった場合にはどのように会計処理をすべきであろうか。先行発注により契約を受注し、契約が当期中に正式締結に至らずに期をまたがってしまった場合は、工事完成基準と同様に仕掛品として資産計上すべきであるが、契約に至らなくなるのが明らかになった時はその時点での原価を損失として処理すべきである。この場合は原価性のない損失(営業外あるいは特別損失)として処理すべきと考える。振替処理をせず売上原価としてそのまま帳簿上残しておくのは収益費用対応の原則からも望ましくないため、注意が必要なところである。

4. 赤字が想定される案件(Loss Project)の会計処理

さらに、c) 赤字が予想されるプロジェクトについての会計処理について考察する。

管理会計の観点から、通常、受注制作ソフトウェアは制作費用を適切に見積もり、それに基づき利益を想定して受注金額を算出している。従って、通常は赤字になることは考えられないはずであるが、例えば、制作された製品の品質の問題から顧客が検収に同意せず、結果としてプロジェクトが遅延して、費用が想定外に発生する場合などがある。このケースのように、そのプロジェクトが赤字になることが明らかになった場合は2006年に企業会計基準委員会が公表した「棚卸資産に関する会計基準」[17]を適用し、その評価損を計上すべき

である、ということになる。この会計基準が発行される以前は、企業会計原則の貸借対照表原則 5 [11] により、「取得原価または価格が低下した場合には時価により評価する」と原価法と低価法の両方が選択可能であったが、この会計基準が公表されたために低価法に統一されることになった。これらを勘案すると、プロジェクトが赤字になると明らかになった時点で決算期末に、速やかに評価損（確定するまでは損失引当金で代用可能と考える）を計上しなければならないということになる。なお、引当金の計上に関しては、企業会計原則の注釈 18 [11] において、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」の記述がある。

上記に基づくと、赤字案件が予想される場合については実際の経費の発生が記帳をされるまで待つことにより、期をまたがって費用処理されるよりは、発生の事実が明らかになった時点で、損失引当金（評価損）を計上すれば投資家など利害関係者への開示が早くできるためより適切であろう。ただし、発生の可能性の低い偶発事象に掛かる費用または損失については、引当金を計上することはできない。偶発事象開示事項(Quarterly Certification Management)として、決算期末に開示する場合には、帳簿を適正に管理するために注意する必要がある。

この赤字案件の取り扱いについては、会計処理に加えて、税務当局も関心が高いので注意が必要である。なぜなら、赤字案件が発生することにより、利益が圧迫されて税引前当期利益額が減少する。利益が減少するということは、申告すべき法人税の課税標準が下がり、国庫への税収額が減少するからである。極端な話をすれば安易に赤字案件を出してしまうと、利益操作とも受け取られかねない。よって、赤字案件の管理は慎重かつ適切な管理が求められるのである。会社法上は、会計帳簿の閉鎖から 10 年間その会計帳簿およびその事業に関する重要な資料を保存しなければならないとなっているため、この点を念頭において業務を遂行することが求められる。

5. おわりに

本稿では、US では GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) と呼ばれる一般に公正妥当として認められる会計基準で処理されている受注制作ソフトウェアの会計処理について、日本における会計処理問題を中心に論じてきた。無形固定資産である受注制作ソフトウェアは従来の製造業では存在しなかったタイプの製品であり、その会計処理については個別に議論する必要がある。また、原価計算、管理会計、財務会計と多岐にわたる理論と会計処理の理解が必要である。そのため、テーマとしては膨大な範囲の中から筆者が特に問題と思われる 3 点に論点を絞って論じた。この結果、営業や SE にも会計処理の現状共有ができ、会計コンサルティング・サービスや、プロジェクトマネジメントなどで、今後のビジネスに生かせるという効果が期待できる。

この分野に限らず、現在、日本基準の国際会計基準とのコンバージェンスが進められており随時、会計基準などの更新や新規公表がされている。2008 年の年末に国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board) と米国財務会計基準審議会 (FASB: Financial Accounting Standards Board) の共同プロジェクトの一部として IASB ディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」[18] が発表された。ここでは収益認識基準として、今後は工事進行基準を認めない旨の記述がされている。従来の IAS11 [10] とはまったく逆に近い見解になっており、日本公認会計士協会や日本証券アナリスト協会などの関係者も対応に苦慮している。

このような短期間での会計基準の変更によって実務関係者に多大な影響を及ぼすような状況は今後も続くと考えられるが、改定に応じて適宜最適な対応策を提言していきたい。

参考文献

- [1] 経済産業省：“特定サービス産業動態統計調査,” <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result-2.html>
- [2] 日本公認会計士協会 IT 業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告：“情報サービス産業における監査上の諸問題について,” (2005).
- [3] 経済産業省 情報サービス産業の財務・会計を巡る研究会：“情報サービス産業における財務・会計上の諸問題と対応のあり方について,” (2005).
- [4] 企業会計基準委員会：“実務対応報告第 17 号 ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い,” (2006).
- [5] 企業会計基準委員会：“企業会計基準第 15 号 工事契約に関する会計基準,” (2007).

- [6] AIA ARB, No.45 “Long-Term Construction-Type Contracts,” AIA (1995).
- [7] AICPA: “Statement of Position 81-1 Accounting for Performance of Construction-type and Certain Production-type Contracts AICPA,” (1981).
- [8] AICPA: “Statement of Position 97-2 Software Revenue Recognition AICPA,” (1997).
- [9] FASB: “Statement of Financial Accounting Standards No.56 Designation of AICPA Guide and Statement of Position (SOP) 81-1 on Contractor Accounting and SOP 81-2 concerning Hospital-Related Organizations as Preferable for Purposes of Applying APB Opinion 20,” (1982).
- [10] IFRS International Accounting and Financial Reporting Standards: “IAS 11 Revenue Recognition,” WILEY, ISBN-10: 0471726885 2006.
- [11] 企業会計原則：原価計算基準 会計法規集 [第 25 版], 中央経済社, ISBN-10: 4502266604 (2006).
- [12] 平松一夫：Financial Accounting Standards Board, Statement, “Statement of Financial Concepts No.6: Elements of Financial Statements” (1985).
- [13] SEC Staff Accounting Bulletin: No. 101 – Revenue Recognition in Financial Statements (1999).
- [14] 上場建設企業決算分析研究会：“2005 年 3 月決算版 建設業の経営—その経営実態と会計基準の解説—,” 大成出版社, ISBN-10: 4802892497 (2005).
- [15] 経済産業省：“我が国企業会計の国際化に関する報告,” (2004).
- [16] 企業会計審議会：“研究開発費等に係る会計基準,” (1999).
- [17] 企業会計基準委員会：“企業会計基準第 9 号 棚卸資産の評価に関する会計基準,” (2006).
- [18] IASB: “Discussion Paper and Comment Letters public comment a discussion paper Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, setting out a joint approach for the recognition of revenue ,” (2008).
- [19] 中央青山監査法人：“2006 年度版 アメリカの会計原則,” 東洋経済新報社, ISBN-10: 4492610510 (2005).
- [20] 新日本監査法人：研究開発費・ソフトウェア会計の実務, 第 3 版, 中央経済社, ISBN-10: 4502272205 (2007).
- [21] 櫻井通晴：ソフトウェア管理会計 第 2 版, 白桃書房, ISBN-10: 4561441492 (2006).
- [22] SEC: “Office of Chief Accountant and Division of Corporation Finance Release Staff Accounting Bulletin 104,” (2003).



日本アイ・ビー・エム株式会社
GBS GB セクターオペレーションズ
税理士

石橋 健司 Kenji Ishibashi

[プロフィール]

2000 年日本 IBM 入社。経理にてハードウェアにかかわる経理を中心に担当した後、計画部門でソフトウェアおよびサービスのファイナンスを担当。現在、GBS グローバルビジネス部門にて業績管理を中心としたオペレーションを担当している。